

松木晶裕局長	御起立願います。礼。御着席ください。
渡部泰明部会長	<p>皆様、おはようございます。本日は御多忙のところ、本部会に御出席いただき、ありがとうございます。</p> <p>それではただ今から、第 726 回農地部会を開会いたします。</p> <p>本日は、部会委員の過半数が出席されておりますので、法律第 27 条第 3 項の規定により、本部会が成立いたしておりますことを、御報告いたします。</p> <p>続きまして、本日の議事録署名人には、西中島地区の脇坂委員、湯山地区の柴田委員のお二人をお願いをいたします。</p> <p>本日は、お手元に配布されております議案書のとおり、第 1 号～第 9 号、9 件の議案が提出されておりますので、よろしく御審議のほどお願いを申し上げます。</p> <p>それではまず、議案第 1 号、「農地法第 4 条届出専決処理報告」について、議題といたします。事務局から説明をお願いします。</p>
藤久壽基次長	<p>それでは、御報告いたします。</p> <p>平成 29 年 3 月 27 日～平成 29 年 4 月 25 日に専決処理した案件は 12 件で、届出内容は議案記載のとおりでございます。</p> <p>これら 12 件につきましては、適法な届出となっておりましたので、それぞれ届出日から 5 日以内に専決処理を行い、受理通知書を交付いたしました。</p> <p>なお、用途別処理状況といたしましては、住宅用地 8 件、4,443 平米、商工業用地 4 件、1,191 平米となっております。</p> <p>以上でございます。</p>
渡部泰明部会長	<p>はい、ありがとうございました。</p> <p>ただ今、議案第 1 号につきまして、事務局から説明がありました。本件について御異議等ございませんか。</p> <p>〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕</p>

渡部泰明部会長	<p>はい、ありがとうございます。</p> <p>それでは本件異議なしと認め、原案のとおり承認することといたします。</p> <p>続きまして、議案第2号、「農地法第5条届出専決処理報告」について、議題といたします。事務局から説明をお願いします。</p>
藤久壽基次長	<p>それでは、御報告いたします。</p> <p>平成29年3月27日～平成29年4月25日に専決処理した案件は33件で、届出内容は議案記載のとおりでございます。</p> <p>これら33件につきましては、適法な届出となっておりますので、それぞれ届出日から5日以内に専決処理を行い、受理通知書を交付いたしました。</p> <p>なお、用途別処理状況といたしましては、住宅用地14件、1万279平米、商工業用地14件、9,337平米、公的用地5件、1,128平米となっております。</p> <p>以上でございます。</p>
渡部泰明部会長	<p>はい、ありがとうございました。</p> <p>ただ今、議案第2号につきまして、事務局から説明がありました。本件について御異議等ございませんか。</p> <p>〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕</p>
渡部泰明部会長	<p>はい、ありがとうございます。</p> <p>それでは本件異議なしと認め、原案のとおり承認することといたします。</p> <p>続きまして、議案第3号、「農地法第18条第6項解約通知報告」について、議題といたします。事務局から説明をお願いします。</p>
渡部純三主幹	<p>それでは、御報告いたします。</p> <p>1番、本件は残存小作でございます。本件は、賃借人が申入れを行い、</p>

	<p>合意解約が成立したもので、解約後は、賃貸人が自作地として耕作するとしております。離作補償はないとしております。</p> <p>2番、本件は農地法第3条許可により、平成24年5月10日に設定された賃借権でございます。本件は、賃借人が申入れを行い、合意解約が成立したもので、解約後は、賃貸人が自作地として耕作するとしております。離作補償はないとしております。</p> <p>3番、本件は残存小作でございます。本件は、賃借人が申入れを行い、合意解約が成立したもので、解約後は、賃貸人が自作地として耕作するとしております。離作補償はないとしております。</p> <p>以上でございます。</p>
<p>渡部泰明部会長</p>	<p>はい、ありがとうございました。</p> <p>ただ今、議案第3号につきまして、事務局から説明がありました。本件について御異議等ございませんか。</p> <p>〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕</p>
<p>渡部泰明部会長</p>	<p>はい、ありがとうございます。</p> <p>それでは本件異議なしと認め、原案のとおり承認することといたします。</p> <p>続きまして、議案第4号、「農地法第3条許可申請」について、議題といたします。事務局から説明をお願いします。</p>
<p>渡部純三主幹</p>	<p>では、お手元に審査基準1号～7号を整理した調査票がございますので、あわせてごらんください。</p> <p>1番、譲受人は新規農業者でございます。この度、本申請地を借り受け、新たに農業経営を始めるものでございます。</p> <p>なお、本件は新規農業となる案件でございますので、後ほど、地元委員の補足説明を願った上で、御審議をお願いいたします。</p> <p>2番、譲受人は新規農業者でございます。この度、本申請地を借り受け、新たに農業経営を始めるものでございます。</p> <p>なお、本件は新規農業となる案件でございますので、後ほど、地元委</p>

員の補足説明を願った上で、御審議をお願いいたします。

3番、譲受人は新規農業者でございます。この度、本申請地を取得し、新たに農業経営を始めるものでございます。

なお、本件は新規農業となる案件でございますので、後ほど、地元委員の説明を願った上で、御審議をお願いいたします。

4番、譲受人は新規農業者でございます。この度、本申請地を取得し、新たに農業経営を始めるものでございます。

なお、本件は新規農業となる案件でございますので、後ほど、地元委員の説明を願った上で、御審議をお願いいたします。

5番、譲受人の社会福祉法人完愛会は、農地約48アールを耕作する社会福祉法人でございます。この度、本申請地の贈与を受け、施設利用者の就労支援事業のために利用するものでございます。

なお、本件は許可にあたり、例外規定が適用される案件ですので、後ほど、地元委員の補足説明を願った上で、御審議をお願いいたします。

6番、譲受人は新規農業者でございます。この度、本申請地を借り受け、新たに農業経営を始めるものでございます。

なお、本件は新規農業となる案件でございますので、後ほど、地元委員の説明を願った上で、御審議をお願いいたします。

7番、譲受人は農地約44アールを耕作する農業者でございます。この度、本申請地を取得し、農業経営の規模拡大を図るものでございます。

8番、譲受人は農地約33アールを耕作する農業者でございます。この度、自作地に近く耕作便利な本申請地を借り受け、農業経営の規模拡大を図るものでございます。

9番、譲受人は農地約86アールを耕作する農業者でございます。この度、自宅に近く耕作便利な本申請地を親戚から贈与を受け、農業に精進するものでございます。

10番、譲受人は農地約169アールを耕作する兼業農家でございます。この度、本申請地を取得し、農業経営の規模拡大を図るものでございます。

11番、譲受人は農地約53アールを耕作する農業者でございます。この度、本申請地を取得し、農業経営の規模拡大を図るものでございます。

12番、譲受人は新規農業者でございます。この度、父親から本申請地の贈与を受け、新たに農業経営を始めるものでございます。

なお、本件は新規農業となる案件でございますので、後ほど、地元委員の説明を願った上で、御審議をお願いいたします。

13番、譲受人は農地約23アールを耕作する兼業農家でございます。

	<p>この度、自作地に近い本申請地を取得し、農業経営の規模拡大を図るものでございます。</p> <p>なお、本件は、取得後 30 アール以上となる案件でございますので、後ほど、地元委員の説明を願った上で、御審議をお願いいたします。</p> <p>14 番、譲受人は新規農業者でございます。この度、県立農業大学校を卒業し、本格的に農業に取り組むため、祖父から本申請地の贈与を受けたいと申請に及んだものでございます。</p> <p>なお、本件は新規農業となる案件でございますので、後ほど、地元委員の説明を願った上で、御審議をお願いいたします。</p> <p>15 番・16 番は譲受人が同一のため、あわせて御説明いたします。譲受人は新規農業者でございます。この度、本申請地を借り受け、新たに農業経営を始めるものでございます。</p> <p>なお、本件は新規農業となる案件でございますので、後ほど、地元委員の説明を願った上で、御審議をお願いいたします。</p> <p>以上でございます。</p>
渡部泰明部会長	<p>はい、ありがとうございました。</p> <p>ただ今、事務局から説明がありました。</p> <p>それでは、次に、地元委員から補足説明をお願いいたします。1 番であります、五明地区でありますので柴田委員から、また、2 番については所在地が五明地区、住所地が道後地区であります、道後の山本委員が体調不良により欠席しております。柴田委員に一任するということです、こちらも柴田委員にお願いします。</p>
柴田常則委員	<p>はい、それでは説明いたします。</p> <p>先ほど事務局から説明がありましたように、申請人はこの度、五明地区にて新規に農業を始めたいと申請に及んだものです。</p> <p>J A での研修を 2 年間受講し、今後も当面は J A の指導員に助言をもらいながら耕作するとのことで、意欲も十分に感じられたため、地元としましては承諾いたしました。</p> <p>続きまして、2 番ですけれども、事務局から説明がありましたように、申請人は道後地区に居住しておりますが、この度、五明地区にて新規に農業を始めたいと申請に及んだものでございます。</p> <p>以前より農作業の手伝いをしているとの申出があり、耕作意欲も十分</p>

	<p>に感じられましたので、地元といたしましては承諾いたしました。なお、本部会での御審議をよろしくお願いいたします。</p> <p>以上です。</p>
渡部泰明部会長	<p>はい、ありがとうございました。</p> <p>続きまして、3番は所在地が伊台地区でありますので、もう一度、柴田委員お願いします。</p>
柴田常則委員	<p>続いて御説明します。</p> <p>3番ですけれども、これまで説明したように、申請人は現在、桑原地区に居住し、この度申請地である伊台地区の農地を取得し、新規に農業経営を行うとする案件となっております。</p> <p>以前より農作業の手伝いをしているとの申出があり、耕作意欲も十分に感じられましたので、地元といたしましては承諾いたしました。なお、本部会での御審議をよろしくお願いいたします。</p> <p>以上です。</p>
渡部泰明部会長	<p>はい、ありがとうございました。</p> <p>同じく3番の住所地は桑原地区ですので、野本委員お願いします。</p>
野本正彦委員	<p>ただ今柴田委員から御説明があったとおりでございますが、譲受人は現在、桑原地区に居住しており、今般、伊台地区の農地を取得し、新規就農をお考えであります。</p> <p>譲受人の住所地の農業委員として本件の審査を行ったものでありますが、農業に対する意欲も十分に見受けられましたので、これを了承いたしました。なお、本部会での御審議をよろしくお願いいたします。</p>
渡部泰明部会長	<p>はい、ありがとうございました。</p> <p>次に、4番は所在地が小野地区ですので、永田委員お願いします。</p>

永田俊誠委員	<p>事務局から説明がありましたように、申請人は久枝地区に居住しており、この度、小野地区にて新規に農業を始めたいと申請に及んだものがございます。</p> <p>J Aでの研修を2年間受講し、今後も当面はJ Aの指導員に助言をもらいながら耕作するとのことで、意欲も十分に感じられたので、地元といたしましては了承いたしました。なお、本部会での審議よろしく願います。</p>
渡部泰明部会長	<p>はい、ありがとうございました。</p> <p>同じく4番は住所地が久枝地区でありますので、私の方から説明させていただきます。</p> <p>先ほど事務局から説明がありましたように、譲受人は久枝地区に居住しております。</p> <p>この度、小野地区の農地で新規に農業を始めたいと申請に及んだものでありまして、地元において、農業に対する営農体制、また、労働力等を確認いたしましたところ、耕作意欲も十分に感じられましたので、地元といたしましては了承いたしました。なお、本部会での御審議をよろしく願います。</p> <p>以上です。</p> <p>それでは、次に5番でありますけれども、小野地区の農地でありますので、永田委員お願いします。</p>
永田俊誠委員	<p>はい、先ほど事務局の方から説明がありましたように、申請人は、就労継続支援B型事業を実施している社会福祉法人ですが、当該申請地において、水稻栽培による就労支援の実施のため、申請に及んだものがあります。</p> <p>利用契約者の作業訓練を行い、個々の持っている能力を發揮できるように支援するとのことで、地元としては了承したわけがございます。なお、本部会での審議よろしく願います。</p>
渡部泰明部会長	<p>はい、ありがとうございました。</p> <p>次に、6番は所在地が久米地区でありますので、安永委員お願いします。</p>

安永公志委員	<p>それでは御説明いたします。</p> <p>先ほど事務局から説明がありましたとおり、譲受人は現在、松山市東野五丁目に居住しておりますが、今般、新規に農業を始めようと本申請に及んだものであります。</p> <p>地区審査において営農体制を確認いたしましたところ、えひめ中央農協の臨時職員として新規就農研修生の育成に従事しながら、自らも技術習得に努めているところであり、耕作意欲も十分に感じられましたので、地元としては了承いたしました。なお、本部会での御審議をよろしく願いいたします。</p> <p>以上です。</p>
渡部泰明部会長	<p>はい、ありがとうございました。</p> <p>同じく、住所地が桑原地区でありますので、野本委員お願いします。</p>
野本政彦委員	<p>はい、それでは御説明いたします。</p> <p>先ほど事務局から説明がありましたとおり、本件譲受人は現在、桑原地区に居住しておりますが、今般、久米地区の農地に賃借権を設定し、新規農業をお考えであります。</p> <p>譲受人の住所地の農業委員として、本件の審査を行ったものであります。農業に対する意欲も十分に見受けられましたので、これを了承いたしました。なお、本部会での御審議をよろしく願いいたします。</p>
渡部泰明部会長	<p>はい、ありがとうございました。</p> <p>次に、12番は興居島地区ですので、小池委員お願いします。</p>
小池真悟委員	<p>はい、先ほど事務局から説明がありましたとおり、譲受人は松山市泊町に居住しておりますが、この度、新規に農業を始めようと、本申請に及んだものであります。</p> <p>地区審査において営農体制を確認いたしましたところ、農業大学校での農業技術修学歴が4年あり、耕作意欲も十分に感じられましたので、地元としては了承いたしました。なお、本部会での御審議をよろしく願いいたします。</p>

渡部泰明部会長	<p>はい、ありがとうございます。</p> <p>次に、13番は所在地が難波地区でありますので、川端委員お願いします。</p>
川端利典委員	<p>それでは御説明いたします。</p> <p>先ほど事務局から説明がございましたように、譲受人は現在、小野地区に住まわれておりますが、元々難波地区の出身でございます。</p> <p>この度、難波地区にて農地を譲り受け、経営規模の拡大を図ると申請に及んだのであります。</p> <p>地元において農業に対する営農体制、また、労働力等を確認いたしましたところ、耕作意欲も十分感じられましたので、地元といたしましては了承いたしました。なお、本部会での御審議をよろしく願いいたします。</p> <p>以上です。</p>
渡部泰明部会長	<p>はい、ありがとうございます。</p> <p>同じく、住所地が小野地区ですので、永田委員お願いします。</p>
永田俊誠委員	<p>はい、先ほど事務局から説明がありましたように、申請人は小野地区に居住し、農地2,325平米を耕作する農家であります。</p> <p>この度、難波地区の農地を譲り受け、取得後30アール以上とし、経営規模の拡大と農業経営の安定を図ろうとするものであります。</p> <p>地元において農業に対する営農体制・労働力等を確認いたしましたところ、地区審査において了承いたしました。</p> <p>よって、本部会において御審議をお願いいたします。</p> <p>以上です。</p>
渡部泰明部会長	<p>ありがとうございます。</p> <p>次に、14番は正岡地区ですので、村上委員お願いします。</p>
村上光夫委員	<p>はい、事務局の説明のとおりです。</p>

渡部泰明部会長	<p>はい、ありがとうございました。</p> <p>次に、15番・16番は併用案件となっております。まず、所在地が栗井地区ですので、梶野委員をお願いします。</p>
梶野 宰 委員	<p>それでは御説明いたします。</p> <p>先ほど事務局から説明がありましたように、譲受人は立岩地区に居住しており、この度、栗井地区にて農地を借り受け、新規に農業を始めたいと申請に及んだものです。</p> <p>地元において農業に対する営農体制・労働力等を確認いたしましたところ、農業大学校を今年卒業され、土地所有者の指導を受けながら耕作するとのことでした。耕作意欲も十分に感じられましたので、地元といたしましては了承いたしました。本部会での御審議をよろしく願いいたします。</p>
渡部泰明部会長	<p>はい、ありがとうございました。</p> <p>同じく、住所地が立岩地区ですので、篠原委員をお願いします。</p>
篠原康博委員	<p>それでは御説明いたします。</p> <p>先ほど事務局から説明がありましたように、譲受人は立岩地区に居住しており、今年、農業大学校を卒業され、新規に農業を始めたいと申請に及んだものです。</p> <p>地元において農業に対する営農体制・労働力等を確認いたしましたところ、耕作意欲も十分に感じられましたので、地元といたしましては了承いたしました。本部会での御審議をよろしく願いいたします。</p> <p>以上です。</p>
渡部泰明部会長	<p>はい、ありがとうございました。</p> <p>ただ今、議案第4号につきまして、事務局並びに地元委員からの補足説明がありました。本件について、御異議等ございませんか。</p> <p>〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕</p>

渡部泰明部会長	<p>はい、ありがとうございます。</p> <p>それでは本件異議なしと認め、原案のとおり承認することといたします。</p> <p>次に、議案第5号、「農地法第4条許可申請」について、議題といたします。事務局から説明をお願いします。</p>
藤久壽基次長	<p>それでは、御説明いたします。</p> <p>1番、本件申請人は、現在、借家住まいをしておりますが、何かと手狭なことから、今般、本申請地の隣接地を併用し、自己住宅を建築したいとしており、都市計画法上の開発許可も許可見込みでございます。</p> <p>なお、本申請地の農地区分は、住宅・事業所・公共施設・公益的施設が連たんしている区域に近接し、おおむね10ヘクタール未満の区域内にある農地であることから、第2種農地と判断されます。</p> <p>以上でございます。</p>
渡部泰明部会長	<p>はい、ありがとうございました。</p> <p>ただ今、議案第5号につきまして、事務局から説明がありました。本件について御異議等ございませんか。</p> <p style="text-align: center;">〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕</p>
渡部泰明部会長	<p>はい、ありがとうございます。</p> <p>それでは異議なしと認め、原案のとおり承認することといたします。</p> <p>なお、この案件につきましては、県許可分でありますので、直ちに意見を付して、県知事に送付させていただきます。</p> <p>次に、議案第6号、「農地法第5条許可申請」について議題といたします。事務局から説明をお願いします。</p>
藤久壽基次長	<p>それでは御説明いたします。</p> <p>1番、本件受人は夫婦で、両親と同居し、農地約86アールを耕作する農業後継者でございますが、現居宅が手狭なことから、本申請地を父</p>

親から借り受け、農家住宅を建築しようとするものでございます。

本申請地の農地区分は、住宅・事業所・公共施設・公益的施設が連たんしている区域に近接し、おおむね 10 ヘクタール未満の区域内にある農地であることから、第 2 種農地と判断されます。

2 番、本件受人は、現在、保育園を営む社会福祉法人でございますが、この度、松山市公募の地域密着型介護老人福祉施設整備事業の事業所に内定したことから、本申請地を取得し、小規模養護老人ホーム・ショートステイ・デイサービス施設を整備したいとしており、都市計画法上の開発許可も許可見込みでございます。

本申請地の農地区分は、おおむね 10 ヘクタール以上の規模の一団の農地の区域内にある第 1 種農地でございますが、本件は例外許可事由の土地収用法対象事業に該当するため、転用許可やむを得ないと判断されます。

なお、優良農地の転用であり、今月 26 日に開催される愛媛県農業会議の意見を聴く必要があります。

また、申請面積が 1,000 平米以上の案件でございますので、後ほど、地元委員の補足説明を願った上で、御審議をお願いいたします。

3 番、本件受人は、現在、美容師として勤務しておりますが、この度独立することになり、本申請地を祖父から借り受け、美容院を建築したいとしており、都市計画法上の開発許可も許可見込みでございます。

なお、本申請地の農地区分は、自動車専用道路の出入口からおおむね 300 メートル以内にあることから、第 3 種農地と判断されます。

以上でございます。

渡部泰明部会長

はい、ありがとうございました。

それでは次に、地元委員から補足説明をお願いします。所在地が久谷地区でありますので、池田委員をお願いします。

池田友邦委員

はい、先ほど事務局から説明がありましたように、悠友会は保育所の運営を行っている社会福祉法人です。

この度、高齢化が進み高齢者が増加しているにも関わらず、高齢者の福祉施設が少ない久谷地区において、小規模特別養護老人ホーム・ショートステイ・デイサービス施設を開設し、高齢者が豊かに、生きがいをもって安心した生活を送れるよう、本申請に至ったものであります。

	<p>隣接農地への被害防除もきちんとされるとのことですので、地元としては了承したわけですが、なお、本部会での御審議をよろしくお願いいたします。</p> <p>以上です。</p>
渡部泰明部会長	<p>はい、ありがとうございました。</p> <p>ただ今、議案第6号について、事務局並びに地元委員からの説明がありました。本件について御異議等ございませんか。</p>
	<p>〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕</p>
渡部泰明部会長	<p>はい、ありがとうございます。</p> <p>それでは異議なしと認め、原案のとおり承認することといたします。</p> <p>なお、この案件につきましては、県許可分であります。このうち、2番につきましては、農業会議の意見を聴いた後、その他は直ちに意見を付して県知事に送付させていただきます。</p> <p>次に、議案第7号、「平成29年度第2号農用地利用集積計画」について議題といたします。事務局から説明をお願いします。</p>
加藤喜三主任	<p>それでは御説明いたします。</p> <p>本日の案件40件のうち、賃借権の設定は6件、使用貸借権の設定は33件、所有権の移転は1件で、設定総面積は、7万5,351平米です。その内訳は、新規が18筆、更新が75筆、再設定が4筆、転貸が1筆、売買が1筆となっています。</p> <p>前回部会に続いて案件が多くなっていますが、計画の内容について意見を求められておりますので、御了承をお願いいたします。</p> <p>また、案件中、譲受人が同一でページをまたぐ場合は、一括して説明させていただきます。速やかな議事進行のために御協力をお願いいたします。</p> <p>それでは、御説明いたします。</p> <p>番号1～5、及び17ページ、番号14の譲受人は、約571アールを耕作する農業者で、新たに、また継続して使用貸借権を設定し、経営規模</p>

を拡大するとしています。

番号 6～8、及び番号 10 の譲受人は、約 1,585 アールを耕作する農地所有適格法人で、継続して期間使用貸借権を設定し、また転貸により借り受け、経営規模を維持するとしています。

番号 9 の譲受人は、約 107 アールを耕作する農業者で、継続して期間使用貸借権を設定し、経営規模を維持するとしています。

番号 11 の譲受人は、約 180 アールを耕作する農業者で、借り手変更を伴う使用貸借権の設定により、経営規模を拡大するとしています。

番号 12・13 の譲受人は、約 438 アールを耕作する農業者で、継続して使用貸借権を設定し、経営規模を維持するとしています。

番号 15 の譲受人は、約 56 アールを耕作する農業者で、借り手変更を伴う使用貸借権の設定により、経営規模を拡大するとしています。

番号 16 の譲受人は、約 219 アールを耕作する農業者で、継続して貸借権を設定し、経営規模を維持するとしています。

番号 17 の譲受人は、約 113 アールを耕作する農業者で、継続して使用貸借権を設定し、経営規模を維持するとしています。

番号 18～21 の譲受人は、約 947 アールを耕作する農地所有適格法人で、新たに、また継続して、使用貸借権及び期間使用貸借権を設定し、経営規模を拡大するとしています。

番号 22、及び 23 ページ、番号 34 の譲受人は、約 262 アールを耕作する農業者で、継続して期間使用貸借権を設定し、経営規模を維持するとしています。

番号 23・25、及び 22 ページ、番号 27 の譲受人は、約 397 アールを耕作する農地所有適格法人で、継続して期間使用貸借権を設定し、経営規模を維持するとしています。

番号 24 の譲受人は、約 218 アールを耕作する農業者で、借り手変更を伴う貸借権の設定により、経営規模を拡大するとしています。

番号 26 の譲受人は、約 50 アールを耕作する農業者で、継続して期間使用貸借権を設定し、経営規模を維持するとしています。

番号 28 と 29 の譲受人は、約 254 アールを耕作する農業者で、継続して貸借権を設定し、経営規模を維持するとしています。

番号 30 と 31 の譲受人は、約 81 アールを耕作する農業者で、継続して使用貸借権を設定し、経営規模を維持するとしています。

番号 32 の譲受人は、約 100 アールを耕作する農地所有適格法人で、継続して使用貸借権を設定し、経営規模を維持するとしています。

番号 33 の譲受人は、約 476 アールを耕作する農業者で、新規に使用

	<p>貸借権を設定し、経営規模を拡大するとしています。</p> <p>番号 35 の譲受人は、約 243 アールを耕作する農地所有適格法人で、継続して使用貸借権を設定し、経営規模を維持するとしています。</p> <p>番号 36 の譲受人は、約 395 アールを耕作する農業者で、借り手変更を伴う使用貸借権の設定により、経営規模を拡大するとしています。</p> <p>番号 37・38 の譲受人は、約 123 アールを耕作する農業者で、新たに賃借権を設定し、経営規模を拡大するとしています。</p> <p>番号 39 の譲受人は、約 187 アールを耕作する農業者で、使用貸借権の再設定により、経営規模を回復するとしています。</p> <p>番号 40 の譲受人は、約 701 アールを耕作する農業者で、樹園地を売買で取得することにより、経営規模を拡大するとしています。</p> <p>以上の計画の内容は、経営面積及び農作業従事日数など、農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項の各要件を満たしていると考えます。</p> <p>なお、公告日は、平成 29 年 5 月 15 日の予定とされており、効力の発生は、公告日の翌日からです。</p> <p>以上でございます。</p>
渡部泰明部会長	<p>はい、ありがとうございました。</p> <p>ただ今、第 7 号議案につきまして、事務局から説明がありました。本件について御異議等ございませんか。</p> <p>〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕</p>
渡部泰明部会長	<p>はい、ありがとうございます。</p> <p>それでは本件異議なしと認め、原案のとおり承認することといたします。</p> <p>次に、議案第 8 号、「相続税の納税猶予に関する適格者証明願」について議題といたします。事務局から説明をお願いします。</p>
加藤喜三主任	<p>それでは、御説明いたします。</p> <p>農地を相続し、相続人が相続税の納税猶予を希望した農地につきましては、相続人が相続後も適正に耕作を継続する場合、租税特別措置法第</p>

	<p>70条の6第1項の規定により、相続税の納税を猶予することができる条件の一つを満たすこととなります。</p> <p>この件について、適格性を有する方であるかどうかの証明につきましては、農業委員会が行うため、本日の案件といたしております。</p> <p>なお、最終的に議案記載の農地の相続税の納税猶予を認めるかどうかにつきましては、税務署の判断となります。</p> <p>番号1の相続税の納税猶予を受ける相続人につきましては、これまで農業に従事していたことなど、納税猶予を受ける適格性につきまして、問題がない旨の地元農業委員さんの副申書も添付され、農地につきましても適正に耕作をされています。</p> <p>以上でございます。御審議のほど、よろしくお願いいたします。</p>
渡部泰明部会長	<p>はい、ありがとうございました。</p> <p>ただ今、議案第7号につきまして、事務局から説明がありました。本件について御異議等ございませんか。</p>
松下長生委員	<p>はい。</p>
渡部泰明部会長	<p>はい、松下委員。</p>
松下長生委員	<p>あの、相続の関係ですね。大体親が亡くなって財産分与する場合には、二カ月以内に遺産分割協議書を作って、それから権利書を作らないといけないんですが、我々のところに今、改良区の中で役員会等を開いたときにですね、三代、四代前の名前がそのまま残っていることが結構あります。</p> <p>そういうところも含めてですね、農地の相続に対しては、現在残っている方に対してはできるだけ速やかに、長くなればなるほど相続人が多くなって大変なことになりますので、そのあたりのことも含めて、できれば何らかの機会に啓蒙^{もう}していただいて、特に松山市、愛媛県は多いと聞いておりますので、私どもの国土調査におきましても相当ありました、相続されてない農地が。適切な周知を今後いただければと思います。よろしくお願いいたします。返答は結構です。</p>

渡部泰明部会長	<p>はい、わかりました。ほかに御意見等ございませんか。</p> <p>〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕</p>
渡部泰明部会長	<p>ありがとうございます。</p> <p>ないようですので、本件異議なしと認め、原案のとおり承認することといたします。</p> <p>次に、議案第9号「農地法第3条の3の規定による届出専決処理報告」について議題といたします。事務局から説明をお願いします。</p>
渡部 純三主幹	<p>それでは、御報告いたします。</p> <p>平成29年3月27日～平成29年4月25日に専決処理した案件は15件で、届出内容は議案記載のとおりでございます。これら15件につきましては、適法な届出となっておりますので、専決処理を行い、受理通知書を交付いたしました。</p> <p>以上でございます。</p>
渡部泰明部会長	<p>はい、ありがとうございました。</p> <p>ただ今、議案第9号につきまして、事務局から説明がありました。本件について御異議等ございませんか。</p> <p>〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕</p>
渡部泰明部会長	<p>ありがとうございます。</p> <p>それでは本件異議なしと認め、原案のとおり承認することといたします。</p> <p>以上で、本日の提出議案、9件の議案審議は全て終了いたしました。</p> <p>次に、ここで事務局から、「別段面積の取り扱いについて」、説明や、委員からの意見聴取がありますので、資料を配布する間お待ちください。</p>

〔資料配布〕

渡部泰明部会長

それでは、事務局説明をお願いします。

渡部純三主幹

下限面積の別段面積につきまして説明させていただきます。

下限面積の別段面積とは、耕作のために農地の所有権等の権利を取得しようとする場合、いわゆる農地法第3条の許可申請の場合に、許可後において一定面積以上の耕作面積に達しなくてはならない面積のことです。

今現在の30アールですが、こちらは平成26年4月から、50アールから30アールに変更となっております。農林水産省の経営局長通知により、農業委員会は毎年別段面積の設定または修正の必要性について検討をなささい、ということになっております。

下限面積を修正するための基準を説明いたしますと、3枚目のところに規則を載せているのですが、こちらをごらんいただけたらと思います。

第17条第1項第2号では、面積の単位はアールとし、10アール以上であること、3号で、設定した面積未満の農家の世帯数が40%を下回らないようにするべきであること、また、第2項第2号では、周辺の地域における農地の効率的かつ総合的な利用の確保に支障を生ずるおそれがないようにすべきとされております。

では、また1枚目をごらんいただけたらと思います。

まず、左側の表1ですが、以前の基準ですね、50アール以上では許可にならなかったもので、下げたことによって、新たに許可となったものがございます。上から平成28年度、真ん中が27年度、下が26年度となっております。

新規農業以外で、許可後の経営面積が50アール未満の案件につきましては、平成27年度は、少し減少をしておりますが、28年度につきましては、増加の傾向が見られております。

また、新規農業の案件につきましては、28年度と27年度を比較いたしますと、やや減少した感もございますが、まあ、今月もすでに3条の案件でも新規農業が10件出ておりますので、すぐに追い越す可能性が今年度は高かろうかと思っております。

次に、表2の方でございますが、こちらは、過去4年度分の3条の許

可の処理状況でございます。毎年総会で事務処理報告をさせていただいている数値を記載させていただいております。上が 28 年度、あと、27、26 と、25 ということで、4 年分ですね、載せています。

一番下の 25 年度につきましては、以前の 50 アール以上の時の許可の状況でございます。26 年度から 30 アールとなっております。

28 年度と 27 年度を比較いたしましたら、面積はやや減少となっておりますが、件数については、2 年同じ数字でございます。

全体の面積としては、やや減少となっておりますが、所有権に関しましては、28 年度より少し増加をしております。

下限面積を変更して 3 年経過いたしました。過去 3 年度分と 25 年度分を比較いたしますと、変更した初年度につきましては、面積、それと件数ですね、大幅な増加がみられましたが、27 年度・28 年度につきましては、許可基準変更前の 25 年度から、面積については減少、件数につきましては大幅に増加ということでございます。

下限面積を引き下げたことによる効果といたしましては、農地の流動化・新規農業者の育成・農業者の負担軽減に効果があったように思われます。

次に、設定した面積未達の農家の世帯が 40%を下らないようにするべきであるということにつきましてなのですが、こちらは、表 3 のところをごらんいただけたらと思います。

基準上では、20 アールまで下げることが可能なのですけれども、2 番の資料をごらんいただけたらと思います。こちらが、愛媛県内の各市町村の下限面積の設定状況でございます。

近隣の市町村につきましては、先日、各農業委員会に電話で問合せを行い確認をいたしました。東温市と松前町・砥部町・伊予市につきましては、下限面積が 50 アール、今治市については 30 アールということで、変更がないということでございました。周辺における地域との効率的かつ総合的な利用の確保に支障を生ずるおそれがないようにということでございますので、バランスを崩さないというべき点では、周りの市町村は、今年度は変更はないということでございます。

そのような中で、さらに、今年度松山市農業委員会として、下限面積を変更するかどうか、また御検討の方をお願いできたらと思います。

以上でございます。

渡部泰明部会長

はい、ありがとうございました。

	<p>ただ今事務局から、松山市における下限面積を変更して3年、26年に変更して3年たったこれまでの状況、あるいは県内の面積設定の状況等について説明がありましたけれども、まず初めに、今説明した中身について御質問がありましたらお受けをいたします。</p>
白石研策委員	局長。
渡部泰明部会長	はい、白石委員。
白石研策委員	<p>あの、下限面積で農家の負担軽減ということやけれどね、大変あの、今、松山市の、旧松山市というのが国土調査が遅れとんでね、それでやりよる中で私心配しとる。農家の負担軽減はいいんですが、松山市地域で、この2枚目の一番下に出とるでしょ、伊予市・東温市・松前町・砥部町と。この周辺の地域は全部五反よね、50アール。</p> <p>ところでやな、大変困ったことが出てきとんのは、国土調査しても、この、石井あたりは13部落もあったのが、やっと国土調査が済んだと思っただらですね、平成17年から、水路・農道、こういう国有財産は、市町村の財産、地方分権一括法で、全部市町村の財産で、北海道から鹿児島まで、市町村の財産になっとる。それで、中央で処分しないと、処理しなさいと。</p> <p>それで、土地家屋調査士会からしょっちゅう言われることは、それとまた、財務局の課長、変わったかもしれませんがこの間。しょっちゅう言われよる。松山市は状態が悪い、特に水路が悪いということで、ついせんだって、私とこの中村町あたりは五丁目まであって、それで国土調査やってみたら、県と国と市とが、川があった。ところが、石井あたり全部済んだ所に今も行って、どういうことになるかというたら、一間道やったら、1メートル80でしょ。考えてくださいよ。その90センチは、松山市のです。ところが、1メートル10引かんと2メートルならんですね、中心後退家建てる、そこのはたに家建てとる人は上浮穴郡久万町から来て、昭和40年に建てとるんじゃが。はっきり言っときます。昭和40年に上浮穴郡東明神から来て家建てとる人やわい。国土調査の成果により。何が成果ぞと言うんです。法務局の方が二人ずつきて、いっつもあなた一言怒られるんです。40年も50年もたってね、平成22年</p>

とか 23 年とか、国土調査の成果によりって。そこの、1メートル 10 は個人の、やっとな国土調査の成果により公衆用道路に変えただけで所有権が変わってないんよ。裁判所はどうするかいうたら、原因者負担で、このはたの方が相続しようとか売ろうとかいうたら、移転するいうたら、全部その周りの判が要るんじゃ、七つの方が。その周りずっと農地なんで。平成 22 年まで。その農地面積が素晴らしい。見事なもんです。それでその方達が皆さん、判もらいに行ったら、じいちゃん死んでおらんと。こういう状態が松山に起きておる。前の用地課長がしょっちゅう私とこに来るといふのはそこなんです。それで、石井あたりもしょっちゅう行かんといかんことになって、どうもこうもならんようになってんのですが。そういうことで法務局の職員もしょっちゅう怒りよりますけん。毎日のように来ますよ。

そういう状態で農地面積いうのは、ほたら私が前、局長に聞きましたらね、うちの。どういうふうにこの、届出制のところは、はっきり言ってきますよ、私は言いました。判は要らんですよ。改良区・水利組合。届出時点では要らんが、連絡はしよります言うけど、農地面積がほたら合はんはずよ。部落で、各水利組合で。申請の時には要らんがこちらから連絡したら、一反の田で、九畝、一畝道路になったら合はんはずよ。そこらあたりのことも教えてほしい。4 条・5 条届出のところにね。それがだいぶある。相当あろうと思うんです。その面積も教えてほしい。そういう皆さんが困っておる。そういうことも知ってほしい。

松下長生委員

すいません。説明します。

渡部泰明部会長

えっと、事務局ではなくて、松下委員から説明ですが、よろしいですか。

松下長生委員

あの、農道・水路の関係、特に農道の関係で、合併前の農道が市道になっておるといふことで、それで公衆用道路になる場合、もしくは 2 メートルの市道にする場合に、そこのところは寄付をしていない所が結構あります。だから、本来ならセットバックした時の 2 項道路で、中心後退する場合に、その時に、速やかに松山市に寄付しないといけないんですけど、それが、狭隘^{あい}道路の関係も含めて法律も作っておるんですけれ

	<p>ども、その関係の方々の自己責任の曖昧さがあって、堀江町でもできていない所が結構あります。</p> <p>それで、狹隘道路に対して、その部分を再度、自分のところの石を置くとかベンチを置くとか、花壇を置くとかということについても、改良区の方からも、セットバックした土地の所有者の方に対して、注意ができるようになっております。</p> <p>これは本当に自己責任の問題でありまして、財産の問題ですから、松山市にその方々が寄付するという問題ですから、もっと啓発しないと、今言われた問題についてはなかなかできないので、これは本当に、寄付した方ですね、公衆用道路と認めているわけですから、寄付しないといけないのですが、そのまま放置しておるのが現状でございます。正直に言いまして。</p> <p>ですから、それについては、農業委員会で説明する問題ではなくて、セットバックした方の自己責任の問題でございますので、これの啓発をしなければという問題で、説明を終わらせていただきます。</p>
渡部泰明部会長	<p>はい、ありがとうございました。</p> <p>事務局の方から今のことに関して何か。</p>
藤久壽基次長	<p>はい、よろしいでしょうか。</p>
渡部泰明部会長	<p>はい。</p>
藤久壽基次長	<p>今の白石委員の御質問なんですけども、農業委員会で審議する案件ではなくて、まして別段面積の審議をお願いしている話で、全く関係のない質問をされても、それは時間が長引くだけでございますので、別段面積のことについて御審議をいただいたらと思います。</p> <p>以上でございます。</p>
渡部泰明部会長	<p>はい、ありがとうございます。</p> <p>今の、別段面積について、ほかに質問がなければ、最終的に要は、こ</p>

	<p>の面積を変えなくていいとか、また下限面積を変えるとか、そういうふうな意見を求めたいと思いますが、いかがでしょう。</p> <p>〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕</p>
<p>渡部泰明部会長</p>	<p>はい、じゃあこのままでいくということによろしいでしょうか。</p> <p>〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕</p>
<p>渡部泰明部会長</p>	<p>はい、ありがとうございます。事務局、そういうことですので。それで、もう議案審議は終わっておりますが、委員から何か、その他のことで御意見等あればお受けしますし、なければ、事務局から何点か連絡事項もありますので、よろしくお願いをしたいんですけれども。</p>
<p>白石研策委員</p>	<p>ちょっと待って、ちょっと待ってください。</p> <p>あのね、局長に聞きましたら、一番いけないことは、本日はこの議案に対する質問だけしかできないと、私も一月の総会で失礼しました。申し訳ないと思っておりますが、それで、松山市のね、都市計画部局が全員、心配しておることがあります。それでわざわざ質問状も上げておきました。しかし、本日も、議案以外の質問をするなということ、事務局局長に言われました。松木局長が言いました。</p> <p>そういうことになりますと、大変困ったことが起きる。現在の農業委員会制度というのは、農業者の代表できとんで。職員が作った議案やらの審議をしよんやないんで。そうじゃ。こんなんでも職員が作ったんやしよんやないんで。いっつもいっつもそれやったらそれで済んでしまうんでな、農業委員会要らんのじゃ。</p>
<p>渡部泰明部会長</p>	<p>白石委員、あの、私から口を挟むようですけども、局長が説明した中身を私は知りません。ただ、今日は農地部会ですので、農地部会に関する質問は結構なんです。だから、御質問いただいて結構なんですけど</p>

	<p>も、その他に係るものは、いずれまたあの、今月総会もありますし、そういうふうな機会に質問されたらいかがでしょうかと私は思うんですよ。</p> <p>そういう質問で、要は白石委員の質問は認めない、物は言わさんぞということでは絶対あり得ないと思いますので、そのあたりの誤解はしないでください。</p>
白石研策委員	<p>ちょっと待って、違う、違う。あのね、農地部会だから重要なんで、農地に関係することやから重要なんで。そしたら、あなたがこれだけの問題を今日したら、それで済むんやないんで。それで私がね、農地法というのは、これだけ審議して、これが問題なかったら済むんじゃないかね、あとは何にも関係ないぞ、法的に全部これだけ完璧やというんやったらね、関係ないんで。</p>
松下長生委員	<p>言いたいこと言うてみいやかまんけん、言わんかいや。</p>
白石研策委員	<p>言いましょうか、はっきり言いましょう。見よってくださいよ、これですよ、例挙げましようか。私が農業委員会会長しよったときの例挙げてあげる。</p> <p>農地法というのはね、そんな簡単なもんじゃないんで。都市計画の課長来なさいと、会長しよるときに。全部、都市計画法に関連するんで、農地法というのは。ほじゃから言いよんじやが、あなたがね、伊台が松山市に近い方からどんどんどんどん転用しよるが。あのこれだけ開発するところに、開発許可が二、三十日中におろすいう話が出とる。伊台中の方が弱とる。それでまたはたの園地の方もはたの田の人も弱とるから、怒ってきたんだから、とにかく伊台農協行ってくれと、これでわかるんです。行って、聞いてみてくれと。</p>
松下長生委員	<p>白石委員、ちょっと、白石委員な、あんただけじゃなしで、皆にわかるように言ってくれ。</p>

白石研策委員	やけん、農地法だけで審議したんじゃないかのじゃと言いよる。ほかの関連もかまんのかということで審議せんといかん。それで、これだけ審議してね、後はどうでもいい、じゃないんよ、行政いうのは。それが一番いかんことよ。今でもよ、これおかしいというときいつつも朝怒られよんじゃ私は。
松下長生委員	怒られるって、誰に怒られるんぞ。
白石研策委員	皆に怒られらいな。ほたら農業委員会さえよかったらいいんかいいうて。
松下長生委員	農地転用のことについて関連性がある問題やったらかまんよ。
白石研策委員	いやいや、関連性があるから怒られるんじゃ。そういうふうになつてしまつとんじゃ。
松下長生委員	現実言うとな、あなたがおらん時はね、皆さんから相当意見が出とんで。とうとい意見が。
白石研策委員	違う、違う。
渡部泰明部会長	はい。
村上光夫委員	先ほど、白石委員の話で、次の総会で意見を吐いてくれという発言がありましたよね。総会の時間がいよいよ短いよ。だから、私も 20 分 30 分、質問は何ぼでもあるんですよ。けれども、時間がないから、短縮するわけにもいけんから、やっぱりそうでなくて、農業新聞見よつてもわかるように、農地に対するいろんなことを、こういうことしました、

ああいうことをしました、というふうに新聞に出とる。ああいうことはやっぱり、こういう場で、新たに時間をとって、それで審議をする、議論をするというような機会を設けてほしいなど、そう思うので。総会なんか時間がない。総会を朝から晩までやったら時間できるけど、そういうことなしにしたんじゃいけないのであって。

それとね、せんだって私が、先月、太陽光で申請して取下げした、その時、法律は守らないけんけれども、その法律が守れんような状況になった場合に、どうしたらいいんかというね、こういうことはやっぱり審議しておきましょうや。というのは、私は取下げをした、その3日くらい前に農林省へ電話したんですよ。農林省に連絡したら、農村計画課が出てくれた。それで私が、農業委員をやっておりますと、ただし85歳でありますと。だから、これからも農地を作れと言われてもなかなか作れないと。だから、もう、私にこれから以上耕作せえ言うたら、死ね言うのと同じで、この点についてどう思いますかと農林省に問い合わせた。そうしたらね、そういうことは、末端行政の、いわゆる末端は市と、農業委員会とでよく打ち合わせて解決をしてくださいという答えだったんです。

ついでに、今、会長もおいでるが、そういうこともちゃんと心得ていただいて、一つ今後のいろんな問題が起きる解決の策として、検討をしていただきたいと思っておりますので、申し上げます。

以上です。

渡部泰明部会長

はい、お話を承りました。

それであの、村上委員に私からつけ加えさせていただきますとね、要は、農地部会で取り扱う一般の議題は、いわゆるこの、農地法に関して、建設的な意見であるとか、中をもっと正したいとか、そういうふうな具体的な案件についてはですね、誰も、今日のような農地部会で取り扱わないとか、要は、そんな話は総会に回そうとか、そういう考え方はないです。

あくまでも、農地法に関することですね、意見を聴きたいし、議論をしたいと。そういうふうな中身なんで、要は、私が今言ったのは、時間稼ぎで総会に回すとか、そういうものでは決してございませんので、そのあたりは御理解ください。

村上光夫委員	<p>わかっております。それは十分理解しております。</p> <p>ただ、総会では時間が少ないから、こういう議論をする場をいつか、時間をとって、お互いが研究していく問題やから、何でもかまん、農業新聞読みよってもわかるとおりね、よそはいろんなことやっとなるよね、委員会主催でやったりしておる。</p> <p>そういうことも兼ねて、何のために農業新聞をとっておるのかと言いたいくらいですけんね。そういう時間をとって、やっていただければ結構じゃないかと思っって、御検討を願いますと、こういうことですから。あなたをどうこう言いたいという問題ではなく。</p>
渡部泰明部会長	<p>はい、よくわかりました。今後のさらなる検討課題とさせていただきます。</p> <p>ほかにはないようでしたら、事務局、連絡事項をお願いします。</p>
加藤喜三主任	<p>失礼します。事務局から連絡事項があります。</p> <p>第 158 回総会を 5 月 24 日、水曜日に予定しております。出欠につきまして、まだ御連絡をいただいていない方がいらっしゃいましたら、5 月 17 日までに事務局まで御連絡ください。よろしく願いいたします。</p>
渡部泰明部会長	<p>ほかにはないですか。</p>
松木晶裕局長	<p>続きまして、次回の農地部会でございますが、6 月の 9 日、金曜日を予定しておりますので、よろしく願いいたします。</p>
渡部泰明部会長	<p>はい、それでは以上で 726 回農地部会を閉会いたします。お疲れでした。</p>
松木晶裕局長	<p>御起立願います。礼。</p>

午前 11 時 45 分閉会